

栗東市観光施設の立地に関する協議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第二期栗東市観光振興戦略（令和7年12月策定）において位置づけられた観光資源における観光施設の立地の際に行う協議等の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領及び要領に基づいて定める栗東市観光施設の立地に関する協議基準（以下「協議基準」という）において「観光施設」とは、第二期栗東市観光振興戦略に定める観光資源を有効に利活用するための施設をいう。

(協議の申出)

第3条 観光施設を立地し、観光事業を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、栗東市観光施設の立地に関する事業計画申出書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

- (1) 申出者が個人にあつては住民票、法人にあつては法人の登記事項証明書及び定款
- (2) 事業内容を明らかにする事業計画書（事業内容・収支計画等）
- (3) 観光施設に係る造成及び建築に必要な事業費を明らかにする書類
- (4) 申出者の資力及び信用に関する書類
- (5) 観光施設の区画を明らかにする不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「公図」という。）の写し
- (6) 観光施設の区域に含まれる土地の登記事項証明書
- (7) 観光施設の建物を明らかにする図面（配置図・各階平面図・立面図・施設利用図等）
- (8) 設計に際し実施した庁内各部局や関係機関への相談結果報告書、周辺住民等への説明結果報告書
- (9) 申出者が代理人を置く場合は、申出者からの委任状（様式第2号）

(協議)

第4条 市長は、前条の規定による申出があつたときは、当該申出に係る内容について、協議基準に基づいて申出者と協議を行うものとする。

2 市長は、当該申出が協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証（様式第3号）を交付するものとする。

(変更の申出)

第5条 栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証の交付を受けた者は、第3条の規定により申し出た協議内容を変更しようとするときは、栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更申出書（様式第4号）に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付の上、市長に協議を申し出なければならない。

ない。

(変更の協議)

第6条 第4条の規定は、前条の規定による変更の申出（以下「変更の申出」という。）について準用する。

2 市長は、変更の申出が協議基準に適合すると認めるときは、速やかに申出者に対し、栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証（様式第5号）を交付するものとする。

(事業計画の取下げ)

第7条 申出者は、第3条の規定により協議を申し出た後若しくは第4条第2項の栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証又は前条第2項の栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証の交付を受けた後に当該事業計画を取り下げるときは、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

栗東市観光施設の立地に関する事業計画申出書

栗東市観光施設の立地に関する協議要領第 3 条の規定に基づき、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。

年 月 日

栗東市長あて

申出者住所

氏名

電話

代理者住所

氏名

電話

1. 事業計画の名称		
2. 事業区域の土地の所在		
3. 観光施設の用途（種類）		
4. 事業区域の面積	平方メートル	
5. 工事施行者		
*受付欄	受付番号 第 号	*受付印

*申出者は、当該観光施設を立地しようとする者になります。

委任状

(代理人)
住 所
氏 名
電 話

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

1. 観光施設の立地に関する協議に伴う一切の権限

申請場所

年 月 日

(委任者)
住 所
氏 名

㊞

年 月 日
第 号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画協議済証

様

栗東市長

⑨

年 月 日付けで申出のありました下記の事業計画については、栗東市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

1. 事業計画の名称
2. 事業区域の土地の所在
3. 観光施設の用途（種類）

（条件）

- 1 協議事項を変更するときは、栗東市観光施設の立地に関する協議要領第5条に基づき、事業計画の変更協議を申し出ること。
- 2 当該事業計画を取り下げるときは、第7条に基づき、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届（様式第6号）を市長に届け出ること。

栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更申出書

栗東市観光施設の立地に関する協議要領第5条の規定に基づき、事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の協議を申し出ます。

年 月 日

栗東市長あて

申出者住所
氏名
電話
代理者住所
氏名
電話

1. 事業計画の名称		
2. 事業区域の土地の所在		
3. 観光施設の用途（種類）		
4. 変更の理由		
*受付欄	受付番号 第 号	*受付印

*申出者は、当該観光施設を立地しようとする者になります。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日
第 号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画変更協議済証

様

栗東市長

⑩

年 月 日付けで申し出のありました下記の事業計画の変更については、栗東市観光施設の立地に関する協議基準に基づいて協議が整いましたので、条件を付して協議済証を交付します。

記

1. 事業計画の名称
2. 事業区域の土地の所在
3. 観光施設の用途（種類）

（条件）

当該事業計画を取り下げるときは、第7条に基づき、栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届（様式第6号）を市長に届け出ること。

年 月 日
第 号

栗東市観光施設の立地に関する事業計画取下げ届

栗東市長あて

申出者住所
氏名
電話
代理人住所
氏名
電話

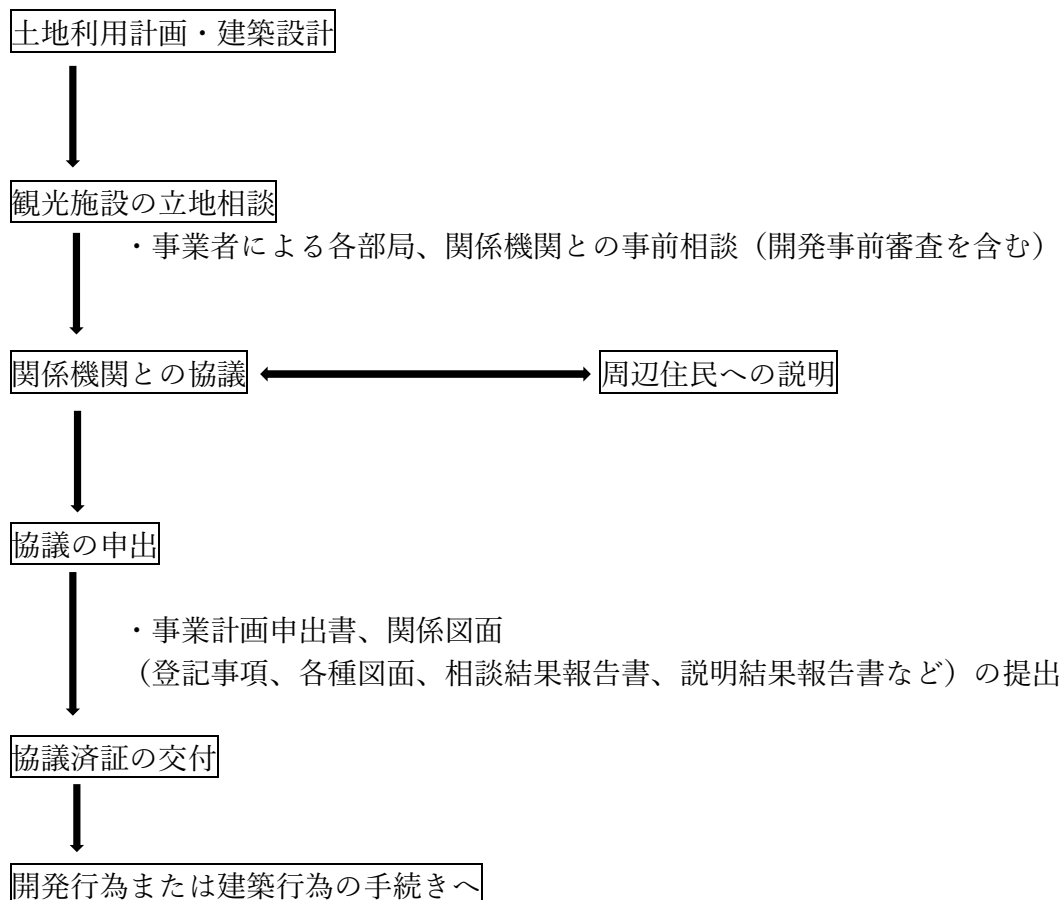
年 月 日付けで協議を申し出ました下記の事業計画については、取り下げることにしましたので届け出ます。

記

1. 事業計画の名称
2. 事業区域の土地の所在
3. 観光施設の用途（種類）
4. 事業区域の面積
5. 取下げの理由

平方メートル

【協議の流れ】



・協議の申出時に提出する関係図書のうち、庁内各部局や関係機関への相談結果報告書は、開発、建築各行為を行う際に協議が必要となる各部局へ相談を行ったうえ、任意形式で作成してください。

・周辺住民とは、当該事業により影響を受ける恐れのある近隣住民（土地所有者を含む）で、次に掲げるものとします。

- （１）当該事業地の地元自治会長（事業地が他の自治会と隣接、あるいは近接する場合は当該自治会を含む）
- （２）事業地の近隣住民（土地所有者を含む）
- （３）地域にまちづくり委員会が設置されている場合は、当該委員長
- （４）その他市長が必要と認めるもの

・周辺住民への説明については、実施後に説明結果報告書を提出するようにしてください。なお説明時にあった意見と、意見に対する対応が分かるよう、任意形式で作成してください。

・計画する施設の規模や内容などにより、所管部局や警察との交通処理計画に係る協議など、別途協議をお願いする場合があります。

※協議事項に変更が生じた場合には、第 6 条に基づく変更の申し出が必要となります。

※事業を取りやめることとなった場合には、第 7 条項に基づく届出が必要となります。